

○大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大府市マスコットキャラクター「おぶちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定め、もって大府市のPR、市の特産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(承認の申請)

第2条 キャラクターを使用した商品を販売しようとする者は、あらかじめキャラクター商品用使用承認申請書(第1号様式)に当該商品のデザインが分かる書面等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 商品の販売以外の目的でキャラクターを使用しようとする者は、あらかじめキャラクター一般使用承認申請書(第2号様式)にそのデザインが分かる書面等を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的で使用する場合
- (3) その他市長が認めた場合

(審査)

第3条 市長は、前条第1項及び第2項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、キャラクターの使用が第1条に定める目的に合致すると認めたときは使用を承認し、同項の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、承認番号を付したキャラクター使用承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

3 市長は、使用を承認するときは、当該承認の日から起算して2年を超えない範囲内で有効期間を定めるものとする。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、申請者に対し、キャラクター使用不承認通知書(第4号様式)を交付するものとする。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 市の品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体、法人(市を除く。)又は物品等を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来すおそれがある場合
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (8) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがある場合

(9) その他市長が不適当と認めた場合

(使用の範囲)

第4条 前条第2項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを物品本体、当該物品のパッケージ、広告物等（以下「物品等」という。）において使用することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、キャラクターの使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ等を損なうことがないように留意するとともに、物品等の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品等に関して、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令（以下これらを「関係法令」という。）を遵守するとともに、市が製造し、又は販売する物品等であると誤認されるおそれがないよう配慮しなければならない。

3 市長は、使用者が前2項の規定を遵守していないと認めるときは、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は物品等の外観等については是正を求めることができる。

(同一性の保持)

第7条 使用者は、物品等の意匠について別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なうことのないようにしなければならない。

(物品等の確認)

第8条 使用者は、物品等の発売又は提供前に承認を受けた物品等の完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、物品等の性質その他やむを得ない理由により完成品を提出することが不可能なときは、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

2 市長は、前項の確認の結果、物品等が適正でないと認めたときは、使用者に対して是正を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じ、是正後の物品等について市長の承認を受けなければならない。

3 前項の是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、承認することが適当と認めたときは変更を承認し、同項の規定による申請をした者に対し、承認番号を付したキャラクター使用変更承認通知書（第6号様式）を交付するものとする。

(承認の取消)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すこと

ができる。

- (1) 自ら繰り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立てを受けたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を来したとき。
- (6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。
- (7) 第6条第3項又は第8条第2項前段の規定による是正の求めに応じなかったとき。
- (8) この要綱の規定に違反したとき、又はこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき。
- (9) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。
- (10) キャラクターに関する市の権限の行使に支障を来したとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクター使用承認取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 使用者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、承認に基づいて製造した一切の物品等の販売又は提供を停止しなければならない。

4 使用者は、使用の承認の取消しにより、市又は第三者に損害賠償金、訴訟費用その他の費用が生じたときは、当該費用を負担しなければならない。

（資料の提出又は報告）

第11条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料を提出させ、又は報告を求めることができる。この場合において、使用者は、速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等を変更しようとするとき。
- (2) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき。
- (3) その他市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき。

（権利設定等の禁止）

第12条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

（資料の貸与）

第14条 市長は、使用者から物品等の開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提

供を求められた場合は、業務に支障を来す場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、前項の規定により貸与を受けた資料を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品等の開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、若しくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた資料を直ちに市に返却しなければならない。

(1) 物品等の製造又は販売若しくは提供を終了したとき。

(2) 市から資料の返却を求められたとき。

(3) 承認が取り消されたとき。

4 使用者は、使用者の故意又は過失により、貸与を受けた資料が滅失若しくは毀損し、又はその返却が不可能となったときは、市長の指定する期間内にこれを原状に復して返却し、その返却に代えてその代品を納め、又は市に与えた損害を賠償しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第15条 市及び使用者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市は、使用者のキャラクターの使用が円滑になされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第16条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに市長に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市及び使用者は、協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第17条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(使用者の物品等に対する責任)

第18条 使用者の物品等の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負うものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第19条 使用者は、物品等の製造を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することのないよう管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者の物品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

キャラクター商品用使用承認申請書

年 月 日

大 府 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

（団体の場合は団体名及び代表者を記入すること。）

大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。なお、使用の承認等に際し、申請者の市税の公簿等の閲覧に同意します。

記

商品名	使用目的	使用方法	使用場所 又 は 使用地域	使用期間	使用数量 （製造個 数）	希望小売価格 （税抜）又は 製 造 価 格	担当者 連絡先

〈添付資料〉

- ・ 商品のレイアウト、設計図等
- ・ 販売経路及び販売場所一覧等
- ・ 食品の場合は、製造又は販売に係る食品営業許可証の写し等
- ・ 申請者の概要が分かるもの（法人登記、パンフレット等）
- ・ 納税証明書（大府市外の方が申請される場合）

第 2 号様式（第 2 条関係）

キャラクター一般使用承認申請書

年 月 日

大 府 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

（団体の場合は団体名及び代表者を記入すること。）

大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり提出します。なお、使用の承認等に際し、申請者の市税の公簿等の閲覧に同意します。

記

製品名	使用目的	使用方法	使用場所 又 は 使用地域	使用期間	使用数量 （製造個 数）	希望小売価格 （税抜）又は 製 造 価 格	担当者 連絡先

〈添付資料〉

- ・ 製品のレイアウト、設計図等
- ・ 法人登記等申請者の概要が分かるもの

第3号様式（第3条関係）

キャラクター使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長



年 月 日付けで申請のありました大府市マスコットキャラクターの使用については、下記のとおり承認しましたので、大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第3条第2項の規定により交付します。

記

- 1 承認番号 承認 第 号
- 2 商品名又は品名
- 3 使用目的
- 4 使用方法
- 5 使用場所又は使用地域
- 6 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 7 使用数量（製造個数）

第 4 号様式（第 3 条関係）

キャラクター使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長



年 月 日付けで申請のありました大府市マスコットキャラクターの使用については、下記のとおり承認しないこととしましたので、大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第 3 条第 4 項の規定により交付します。

記

- 1 使用対象物
- 2 不承認理由

第5号様式（第9条関係）

キャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

大 府 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

（団体の場合は団体名及び代表者を記入すること。）

年 月 日付け第 号で承認された大府市マスコットキャラクター
の使用内容を変更したいので、大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第
9条第1項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 使用対象物

2 変更内容

3 担当者連絡先 氏 名
電話番号

4 備考（添付資料等）

第6号様式 (第9条関係)

キャラクター使用変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長



年 月 日付け第 号で申請のありました大府市マスコットキャラクターの使用内容の変更については、下記のとおり承認しましたので、大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第9条第2項の規定により交付します。

記

- ## 1 使用対象物

- ## 2 変更内容

第7号様式（第10条関係）

キャラクター使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

大府市長



年 月 日付けで承認しました大府市マスコットキャラクターの使用について、下記のとおり使用の承認を取り消しましたので、大府市マスコットキャラクターの使用に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 使用対象物

2 取消理由